

労働者派遣事業に係る情報提供

対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日（第37期）

イ 令和4年6月1日付け派遣労働者数 38人

ロ 令和3年度 派遣先事業所の数（事業年度あたりの事業所数） 12件

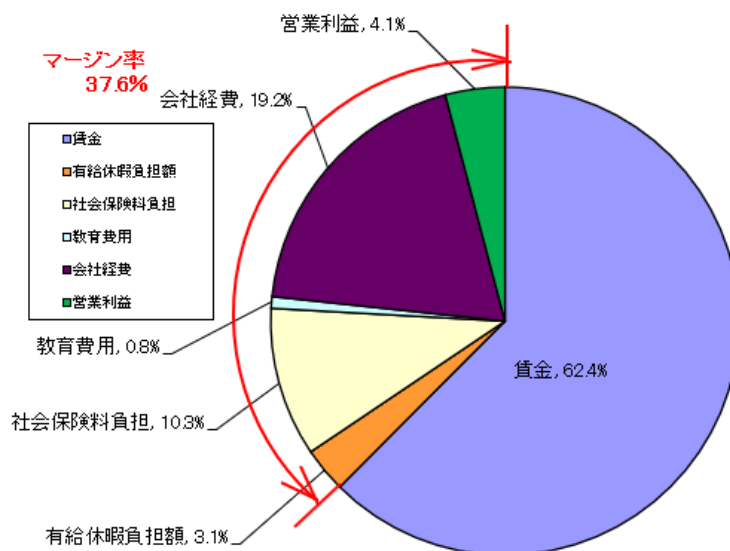
ハ 令和3年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 30,037円
※労働者派遣事業報告第11号第3面に準じた単純平均ではなく、全派遣労働者平均

ニ 令和3年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 18,734円
※労働者派遣事業報告第11号第3面に準じた単純平均ではなく、全派遣労働者平均

ホ マージン率

令和3年度のマージン率は右表の通りです。
マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$



へ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリア・コンサルティング相談窓口：派遣元責任者 中山 綾友 (052-586-0711)

(日本工業規格A列4)

様式第11号 (第6面)

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	1	1	0	1	1	0
キャリアコンサルタント	0	0	0	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	0	—	1	0
営業職	1	1	0	—	1	0
その他	0	0	0	—	0	0

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数						実施した者の人数		
	うち無期派遣労働者		うち有期派遣労働者		計		うち無期派遣労働者		うち有期派遣労働者
	計	うち無期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	計	うち有期派遣労働者	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1)フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	貸金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 機械製図の基礎 CAD基本操作	1				124				1	1	1	1
(ロ) CAD応用操作		3		3	472		150		2	1	1	1
ロ 職能別訓練												
(イ) 機械設計製図演習		2	2		24	24			2	1	1	1
(ロ) 電気制御設計 e-learning		3	4		3	3			備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) 職業能力開発協会 階層別教育				5			84		2	1	1	1
(ロ)				13			7		備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					124	496	24	258	1～3年目のaの合計 (c)			644
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					1	4	3	11	1～3年目のbの合計 (d)			8
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					124	124	8	23	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			80
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った貸金額 (1人1時間当たり平均)											2,436	

ト 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和5年3月31日）

・ 協定労働者の範囲（下記業務に従事する従業員）

電気・電子開発技術者

機械開発技術者

自動車開発技術者

食品製造技術者

自動車製造技術者

システムコンサルタント

システム設計技術者

プロジェクトマネージャー

ソフトウェア開発技術者

システム運用管理者

通信ネットワーク技術者

その他の情報処理技術者

デザイナー

他に分類されない専門的職業

チ その他の事項

- ・ 未経験者から就業可能なスキルまでの教育体制及び、研修結果に基づく派遣先就業部署とのマッチング
- ・ 36 協定、年次有給休暇付与、社会保険・労働保険加入、育児・介護休業等、労働基準法の遵守
- ・ 福利厚生
永年勤続表彰、会員制リゾート施設、レンタカー（特別料金）の利用